

令和7年度 熊本県立熊本高等学校 部活動に係る活動方針

令和7年4月1日改訂

1 本校の部活動

【体育系】

野球、ソフトテニス、テニス、弓道、ラグビー、ハンドボール、陸上競技、サッカー、バスケットボール
バレーボール、卓球、バドミントン、水球・水泳、剣道、体操・新体操、山岳、ボート、空手道、応援団

【文化系】

吹奏楽、KSO、女声コーラス、グリークラブ、江原太鼓、ESS、ディベート、美術、書道、茶道、華道、囲碁・将棋
百人一首、放送、文芸、演劇、物理、化学

【同好会】

アコースティックギター、クイズ研究、ジャグリング、社会問題研究、漫画研究、ボランティア、図書部、ダンス、
クリエイティブ・イノベーション

2 目標

- (1)スポーツや文化、科学等の活動の楽しさや喜びを味わい、生徒が生涯にわたって活動に親しむ基礎を形成する。
- (2)生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成し、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒などの人間関係の構築を図り、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めるものとする。
- (3)生徒の能力・適性、興味・関心などに応じつつ、健康・安全に留意し適切な活動を行う。

3 活動日・活動時間

(1)活動日

ア(ア) 1週間の活動日は5日以内とする、このうち平日は少なくとも1日を休養日とし、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動する場合は、あらかじめ該当週または次週に振替休養日を設けることとする。

(イ)上記(ア)を原則とするが、校長の了承を得て、生徒の実態・競技の特性・大会スケジュールなどの観点から活動日・活動時間を設定することができる。ただしその場合であっても、休養日を週1日設けることとし、さらに週当たりの練習時間については16時間未満を目安として設定することとする。

イ 競技特性や活動環境などにより、原則(ア)であるが(イ)の規定でも活動する部活動。

野球、ソフトテニス、弓道、ラグビー、陸上競技、サッカー、バスケットボール、バレーボール、水球、剣道、吹奏楽

ウ 活動は、原則としてAT1週間前より中止するが、試合・発表会の直前である場合(試合・発表会が、AT後2週間内にある場合)は、生徒課長及び管理職の了承をとり、1時間位を限度として練習を認める。AT中は活動禁止とするが、AT中またはATがある週の週末に開催される試合・発表会の出場が許可された場合、AT中の1時間以内の練習を認める。

※活動に参加する生徒は必要最小限にとどめること。

※認められた部は、顧問が責任持って活動を終わらせ、下校指導も行うこと。

エ 夏期及び冬期休業中の閉学日は、活動しないこととする。

(2)活動時間

ア 1日の活動時間は長くとも平日2時間程度、休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

長期休養中は、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設け、生徒に十分な休養を与える。

イ 始業時前の活動については原則として認めない。特別の事情がある時は、全職員の了承をとって活動を認めることもある。

ウ 下校時間を厳守する。(学校の門を出る時刻)

3月～10月……19:00 11月～2月……18:30

※放課後は部活動の時間を保証し、かつ速やかに生徒が部活動に移行できるように配慮する。

4 大会等への参加

- (1) 部顧問は、事前に大会名、主催者、大会期日、会場、引率などを明記した計画書を校長に提出し、承認を得る。
- (2) 公認出席取扱いについて
 - ア 試合や発表会出場等のため授業を受けない場合は、引率者は全職員の了承を得た後、公認出席取扱願(様式11)を職員室白板に掲示する。
 - イ 出場する生徒は、公認出席取扱願(様式12)を室担任に提出する。
 - ウ 室担任は、出席簿への記入および教務支援システムへの入力を済ませ、教科担任への連絡に遗漏がないようにする。
 - エ 高校総体・総文祭出場の場合は、別様式で、その時連絡する。
- (3) 練習試合の実施にあたっては、部顧問が、練習相手、試合日、場所、時間、引率等について、事前に校長の承認を得る。

5 合宿

(1)目的

熊本高等学校の部活動(体育系、文化系、及び同好会)が、合宿によって訓練・研修等を深め、その部活動の振興に資することを目的とする。

(2)期間

4泊5日以内とする。ただし、原則として長期休暇中(5月連休含む)に限る。

(3)場所

施設その他の事情により校外で行う時は、所定の手続きの後、校長の許可を得なければならない。なお県外または国外で行うときは、校長及び県教育委員会への申請が必要である。

(4)参加者

当該部所属の者。参加者は保護者の同意書を必要とする。

6 その他

(1)部活動顧問会議

- ア 年度始めに顧問会議を実施し、共通理解を図る。
- イ 必要に応じて部長会、部活動集会等を開催し、目標の共通理解を図り、部活動の活性化に努める。

(2)部費の徴収について

部費等の取扱いについては原則保護者に管理を依頼する。

(3)その他

部顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を活用し、日々の活動状況等を把握するとともに、生徒理解に努める。また、保護者に部活動への理解と協力を得ることができるように努める。